

<p>事例項目</p>	<p>保育園児の受け入れに関する対応について <職員間での窓口対応のばらつき></p>
<p>事例発生時期</p>	<p>平成19(2007)年6月</p>
<p>担当課</p>	<p>福祉推進部 保育課</p>
<p>事例概要</p>	<p>発生までの経過</p> <p>①保育課は、過去に議員に対し、保育所における乳児の受け入れについては、「(首が座っていれば)おおむね生後4ヶ月以降から」との説明を行っていた。 ②平成19(2007)年6月、議員から「保育所における乳児の受け入れについて、職員の窓口での対応にばらつきがある」等の指摘を受けた。 ③調査したところ、保育所における乳児の受け入れについて、「(首が座っていれば)おおむね生後4ヶ月以降から」と説明しなければならないところ、窓口での対応時に「(首の座る)生後6ヶ月以降から」としていた。 ④結果、入園を希望する保護者に混乱を与えることとなった。</p>
	<p>当時の対応</p> <p>・課内会議により、窓口において統一的な対応をするよう再度徹底した。 ※現在は、公立保育園については、「2ヶ月～5歳」と入園できる年齢を定めている。</p>
<p>発生原因</p>	<p>・課内における意思統一が不十分であった。</p>
<p>再発防止対策</p>	<p>①窓口カウンターに各園ごとの受入対象月齢一覧を提示し、一覧表をもとに市民へ説明をするとともに、発育状況等の確認も十分に行うことを徹底する。 ②一覧表については、ホームページへ掲載する。</p>